

香芝市公平委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香芝市公平委員会 委員長 浅越 保

香芝市公平委員会規則第4号

香芝市公平委員会議事規則の一部を改正する規則

香芝市公平委員会議事規則（平成3年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「事務局職員」を「事務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。